

## 国立大学法人群馬大学における総合評価落札方式に関する取扱要項

平成21年4月1日制定

### (目的)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する取扱いのうち、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定）第54条第2項の規定に基づき、総合評価落札方式の手続きを定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2 この要項は、専門的知識、技術、創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる研究開発、調査及び広報の委託業務に係る契約を締結しようとする場合に適用する。

### (総合評価落札方式)

第3 総合評価落札方式とは、競争加入者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各号の要件に該当する者のうち、次条に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする方式をいう。

- (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 入札に係る技術等が入札公告及び入札説明書において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 前項の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該競争加入者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

### (総合評価の方法)

第4 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の各号に規定するところによるものとする。

なお、技術等の評価項目は、創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目とそれ以外の項目とに区分し、価格と同等に評価できる項目に対する得点配分と、入札価格に対する得点配分は等しいものとする。

- (1) 研究開発業務にあつては、入札価格に対する得点配分が全体の四分の一以上となる割合とする。
- (2) 調査及び広報業務にあつては、入札価格に対する得点配分が全体の三分の一以上となる割合とする。

2 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

3 技術等の評価方法については、次のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的・内容に応じ、事務・事業上の

必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

- (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。
  - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
  - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
  - (5) 創造性、新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
- 4 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第5 契約担当役等（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、第3の規定に基づき、落札者を決定しなければならない。

(総合評価落札方式による旨の公示)

第6 契約担当役等は、この総合評価落札方式による場合には、落札者の決定に当たって総合評価落札方式による旨及び第4に基づく総合評価の方法を入札の公告において明らかにするものとする。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。